**令和６年８月１日からご使用いただく**

**「限度額認定証」です。**

広域　花子

郵便区内特別

平成３０年　８月　１日

神戸市中央区三宮町１丁目９番１

０１２３４５６７

651-8570

神戸市中央区雲井通５丁目１番１号

神戸市

中央区役所　保険年金医療課　介護医療係

TEL　０７８－２３２－４４１１

広域　花子　様

650-0021

兵庫県神戸市中央区三宮町１丁目９番１

－１２０１号

昭和１０年１０月１０日

―１２０１号

令和 ６年　８月　　１日

令和 ７年　７月　３１日

限度額認定証の更新時期は毎年８月となります。

引き続いて該当する方には、更新時期に新しい限度額認定証を送付します。

なお、世帯状況の異動や所得の更正により適用区分の変更や、非該当となる場合がありますのでご了承ください。

この限度額認定証は令和　6年　6月　8日現在の状況で作成しています。記載事項に変更等があった場合やご不明な点は下記までお問い合わせください。

**差出人・問い合わせ先**



AB 02 53 012345 #

神戸中央

３

現役Ⅰ

限度額認定証および台紙ウラ面の注意事項

１~６も必ずご確認ください。

≪　注　意　事　項　≫

今回お届けした限度額認定証は

８月１日からご使用ください。

　今までお使いの限度額認定証の有効期限は、

令和6年7月31日となっており、8月1日

からは使えなくなります。

　有効期限の切れた限度額認定証は、ハサミを

入れるなどして各自で処分してください。

ミシン目にそって、切りはなしてお使いください。

生年月日

住　所

被　保　険　者

発効期日

氏　名

被保険者番号

公印

保険者番号

並びに保険

者の名称及

び印

交付年月日

有効期限

兵庫県後期高齢者医療広域連合

０

０

１

１

８

２

９

適用区分

後期高齢者医療限度額適用認定証